

議員提出議案第 2 号

川崎市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 1 1 2 条及び川崎市議会会議規則第 1 3 条の規定により提出いたします。

平成 2 5 年 9 月 9 日

川崎市議会議長 浅 野 文 直 様

提出者 川崎市議会議員 石 田 康 博

〃 東 正 則

〃 後 藤 晶 一

〃 市 古 映 美

〃 為 谷 義 隆

川崎市議会議員の議員報酬の特例に関する条例

(議員報酬の特例)

第1条 平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間においては、川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例（平成20年川崎市条例第36号）第2条各号に規定する川崎市議会議員の議員報酬の支給に当たっては、議員報酬の月額から、議員報酬の月額に100分の7を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(端数計算)

第2条 前条の規定により議員報酬の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

(議会議員の期末手当の特例に関する条例の廃止)

3 議会議員の期末手当の特例に関する条例（平成18年川崎市条例第38号）は、廃止する。

提 案 理 由

議会議員の議員報酬について、平成２５年１０月１日から平成２６年３月３１日までの間減額して支給する特例措置を講ずるため、この条例を制定するものである。